

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年6月30日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社横浜ファーマシー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグアサヒ久慈店 久慈市長内町第30地割59番地ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の住所
- (4) 変更の年月日 平成29年5月16日
- (5) 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため

2 届出年月日 平成29年6月19日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所